

第69回獣医師国家試験の細目

1 試験の日時

平成30年2月14日（水曜日） 9:30～16:50

平成30年2月15日（木曜日） 9:30～15:00

2 試験の場所

試験地	試験の場所
北海道	北海道札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階 (会議・研修施設ACU)
東京	東京都江東区有明3-5-7 TOC有明4階
福岡	福岡県福岡市博多区博多駅前4-2-25 代々木ゼミナール福岡校

3 試験の種類等

(1) 試験の種類

試験は、必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。

(2) 試験の科目

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（平成26年9月4日獣医事審議会決定）による。

(3) 試験の出題数

必須問題に関する試験は50問、学説に関する試験は160問、実地に関する試験は120問とし、合計で330問とする。

(4) 試験の方法

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式（マークシート）による。

4 受験資格

(1) 現行の大学の獣医学の正規の課程（6年制）を修めて卒業した者（平成

30年3月31日までに卒業すると見込まれる者を含む。)

- (2) 昭和53年4月1日から昭和59年3月31日までに大学に入学して獣医学の正規の旧課程(4年制)を修めて卒業した者であって、大学院において獣医学の修士の課程を修了した者
- (3) 大学の獣医学の正規の旧課程(4年制)を修めて昭和28年3月から昭和53年3月までに卒業した者
- (4) 昭和53年3月31日以前に大学に在学していた者であって、大学の獣医学の正規の旧課程(4年制)を修めて昭和53年4月1日以降に卒業した者
- (5) 外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医事審議会が獣医師法第12条第1項第1号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
- (6) 獣医師国家試験予備試験に合格した者
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第3条第1項の規定により旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの農学部獣医学科を昭和26年3月以降に卒業した者又は同項の規定により旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの獣医学科を昭和26年3月に卒業し、かつ、その学校の専攻科1年の課程を修め、これを昭和27年3月までに卒業した者
- (8) 獣医師法附則第6項、第7項若しくは第18項又は旧獣医師法(大正15年法律第53号)第1条の規定により獣医師の免許を受けた者であって、4年以上獣医師としての経験がある者

5 受験手続

(1) 提出書類等

① 全ての受験者が提出する必要があるもの

ア 受験願書

別記様式により作成すること。

イ 写真

出願前6か月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上半身で、縦35ミリメートル、横35ミリメートルの写真(裏面には氏名を記入すること。)を2枚用意し、1枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の1枚を受験票用として同封すること。

ウ 返信用封筒

市販の長型3号の封筒(縦23.5センチメートル、横12センチメートル)を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先を記載す

ること（返信用切手は不要）。

- ② 4の（1）に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書（受験願書の提出期限までに卒業証明書の提出ができない者にとっては卒業見込証明書。この場合においては、平成30年2月9日（金曜日）までに、卒業証明書又は卒業決定証明書を追加で提出すること。）
- ③ 4の（2）に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書及び修了証明書
- ④ 4の（3）に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書
- ⑤ 4の（4）に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書及び昭和53年3月31日以前に大学に在学していたことを当該大学が証明する書類（在学していた時期、学部名及び学科名も併せて記載すること。）
- ⑥ 4の（5）に該当する者が提出する必要があるもの
獣医師国家試験受験資格の認定書の写し
- ⑦ 4の（6）に該当する者が提出する必要があるもの
獣医師国家試験予備試験合格証の写し
- ⑧ 4の（7）に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書
- ⑨ 4の（8）に該当する者が提出する必要があるもの
獣医師免許証の写し

（2）受験手数料

- ① 受験手数料は、13,900円とする。
- ② 受験手数料の納付は、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより行うこと。この場合、収入印紙は、消印しないこと。
- ③ 提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

（3）提出書類等の受付期間及び提出場所

- ① 提出書類等の受付期間は平成30年1月4日（木曜日）から同年1月15日（月曜日）までとする。
- ② 提出書類等の受付場所は東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局とする。
- ③ 提出書類等を②の受付場所に持参する場合における受付時間は、①の期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前9時30分から午後6時までとする。
- ④ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第

99号) 第2条第2項に規定する信書便により提出書類等を②の受付場所に提出する場合は、封筒の表面に「獣医師国家試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受け及び配達記録される方法[※]により、郵便番号100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局宛てに送付すること。この場合においては、平成30年1月15日(月曜日)までの通信日付印のあるものに限り、受け付ける。

※ 一般の宅配便による送付は不可。

(4) 必要書類を提出する際の注意

4の(1)に該当する者が卒業見込証明書を提出した場合において、平成30年2月9日(金曜日)までに卒業証明書又は卒業決定証明書を追加で提出しないときは、受験を認めない。

(5) 受験票の交付

受験票は、平成30年2月7日(水曜日)までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局(農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03-3502-8111(代表)内線4530)まで連絡されたい。

6 合格者の発表

試験の合格者は、平成30年3月9日(金曜日)午前10時に農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/index.html>)にその受験番号を掲示して発表する。

7 その他

(1) やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。その場合は、その旨を公示し、又は通知する。

(2) 視覚障がい、聴覚障がい、音声機能又は言語機能の障がいを有する者、肢体不自由である者等であって受験を希望する者は、平成29年11月17日(金曜日)までに獣医事審議会事務局(農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03-3502-8111(代表)内線4530、FAX番号03-3502-8275、電子メールアドレスvet_kokushi@maff.go.jp)に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

別記様式

獣医師国家試験受験願書

平成 年 月 日

獣医事審議会会長 殿

写 真

氏 名

平成 年 月 日撮影

第69回獣医師国家試験を受験したいので、関係書類を添えて
下記により出願します。

記

本 籍

現 住 所 〒

方

電 話 番 号

ふ り が な
氏 名

生 年 月 日 年 月 日生 男・女

受験の資格となる学歴及び履歴

収 入 印 紙
13,900円

11
2
8
1

1 7 2mm

【作成上の注意】

- 1 願書の大きさは、縦182mm×横172mmとし、右側は幅85mmの余白を設けること。
- 2 受験者の氏名は、戸籍に記載されている文字を用い、署名又は記名押印により記載すること（日本国籍を有しない者にあつては、住民票に記載されている文字を用い、読み仮名を付けること。）。
- 3 同じ写真（出願前6か月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上半身で35mm×35mmのもの。裏面には氏名を記入すること。）を2枚用意し、1枚を願書の所定位置に貼り付け、他の1枚を受験票用として同封すること。
- 4 本籍は、都道府県名のみを記載すること（日本国籍を有しない者にあつては、住民票に記載されている国籍を記載すること。）。
- 5 現住所は、都道府県名から記載すること。